

7. 障害のある人に

【障害福祉サービスの利用】

身体障害や知的障害のある人などが利用できるので、地域福祉課で相談してください。

精神障害のある人などは、保健センターで相談してください。

- ・手帳の交付
- ・手当の給付
- ・障害福祉サービスの申請
- ・各種福祉制度の受付・相談

問合せ 区役所地域福祉課・保健センター（16, 17ページ）

【障害者基幹相談支援センター】

障害のある人やその家族などが相談できます。地域で安心して生活できるように、センターは他の専門のところで協力して支援します。

住んでいる区ごとに相談できるセンターが分かれていますので、区役所にある障害者基幹相談支援センターに問合せてください。

問合せ	堺区	☎072-224-8166	FAX072-224-4400
	中区	☎072-278-8166	FAX072-278-4400
	東区	☎072-285-6666	FAX072-287-6767
	西区	☎072-271-6677	FAX072-274-7700
	南区	☎072-295-8166	FAX072-298-0044
	北区	☎072-251-8166	FAX072-250-8800
	美原区	☎072-361-1883	FAX072-361-4444

【重度障害者医療費助成制度】

重度の障害がある人の医療費の一部が助成されます。（所得制限あり。健康保険が適用される医療費のみ。）ただし、生活保護を受けている人などは助成を受けられない場合があります。

問合せ 区役所保険年金課（16, 17ページ）